

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は23年8月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年4月17日から23年8月15日まで
年金事務所から、A事業所において昭和19年4月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録及びB事業所における23年8月15日から24年11月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が見つかったが、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が不明であるため、同喪失日を20年5月1日とする旨連絡を受けた。

A事業所からB事業所に名称が変わった時も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所については、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）により、昭和19年頃から22年頃までの間に、申立人を含む複数の者が同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が確認できない上、事業所番号等索引簿に同事業所の記載は見当たらない。

また、申立人に係る旧台帳には、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日の記載が確認できない。

しかしながら、申立人は、A事業所における自身の業務内容について、当初はC業務を担当していたが、退職する同僚の後を引き継いで、D業務を担

当することになった等具体的に供述しているところ、当該同僚は、同事業所における厚生年金保険被保険者資格を申立期間より前に取得し、昭和23年8月15日に同資格を喪失していることが旧台帳により確認できることから、申立人が申立期間に継続して同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人に係る旧台帳において、「自19.4.17 至23.8.15 名簿」、
「一部照合済台帳」の記載及び押印が確認できるところ、同僚に係る旧台帳に、「自22.5.1 至23.9.31 名簿」、「一部照合済台帳」の記載及び押印が確認でき、当該旧台帳には申立人と同様にA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記載が無いにもかかわらず、当該同僚に係るオンライン記録においては、同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録及び同事業所から名称変更されたB事業所に係る同記録が継続していることが確認できる。

なお、A事業所が所在していたE県の資料により、E県庁は昭和*年*月*日に火災に遭い、「厚生年金台帳」を焼失したことが確認できるところ、元E県庁職員が、「当県庁では、1年ぐらいかけて、焼失した厚生年金保険に係る記録の修復作業に当たったものの、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている事業所もあったので、完全に修復できたか否かは不明である。」と供述している。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の記録が無いことの原因としては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失、事業主の届出漏れ、保険者による旧台帳への記入漏れ等の可能性が考えられるが、火災による焼失から半世紀も経た今日において、保険者において当該被保険者名簿等の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主に、その原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当ではないと言うべきである。

以上のことを踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたこと、及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が確認できないものの、申立人に係る旧台帳に、同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年4月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の同事業所における同被保険者資格の喪失日は23年8月15日とするのが相当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日及び同年12月10日は56万5,000円、16年6月30日は59万8,000円、同年12月10日は57万4,000円、17年6月30日は57万8,000円、18年6月30日は61万4,000円、同年12月8日は58万5,000円、19年6月29日及び同年12月10日は59万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月30日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月30日
⑥ 平成18年6月30日
⑦ 平成18年12月8日
⑧ 平成19年6月29日
⑨ 平成19年12月10日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る諸給与内訳明細書及びA社が提出した当該期間に係る賞与の給与支給実績表の記録から、申立人は申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の諸給与内訳明細書等において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 15 年 6 月 30 日及び同年 12 月 10 日は 56 万 5,000 円、16 年 6 月 30 日は 59 万 8,000 円、同年 12 月 10 日は 57 万 4,000 円、17 年 6 月 30 日は 57 万 8,000 円、18 年 6 月 30 日は 61 万 4,000 円、同年 12 月 8 日は 58 万 5,000 円、19 年 6 月 29 日及び同年 12 月 10 日は 59 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和45年に入社し、平成22年に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支店から同社本社に異動した申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の回答及びオンライン記録により申立期間に係るA社C支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年9月1日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和45年7月の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和45年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会

保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 5136

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年9月30日までB社の関連会社であるA社に勤務し、同年10月1日付けで同じ関連会社であるC社に転勤した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びC社に係る被保険者名簿により申立人と同様にA社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和36年9月30日に喪失し、C社における同被保険者資格を同年10月1日に取得したことが確認できる複数の同僚の供述から、申立人は、両社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社に係る被保険者名簿により昭和36年10月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、直前の勤務先がD社（A社及びC社と同様に、B社の関連会社）である4人については、同社に係る同被保険者資格の喪失日が36年10月1日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿における昭和36年8月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主と連絡が取れないことから不明であるものの、事業主が昭和36年10月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年9月30日までB社の関連会社であるA社に勤務し、同年10月1日付けで同じ関連会社であるC社に転勤した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びC社に係る被保険者名簿により申立人と同様にA社における厚生年金保険被保険者資格を昭和36年9月30日に喪失し、C社における同被保険者資格を同年10月1日に取得したことが確認できる複数の同僚の供述から、申立人は、両社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社に係る被保険者名簿により昭和36年10月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、直前の勤務先がD社（A社及びC社と同様に、B社の関連会社）である4人については、同社に係る同被保険者資格の喪失日が36年10月1日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿における昭和36年8月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主と連絡が取れないことから不明であるものの、事業主が昭和36年10月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年7月を22万円、15年4月から同年7月までの期間を15万円及び21年8月から同年10月までの期間を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から21年11月1日まで

私は、A社に平成11年10月から25年9月まで勤務していたが、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総額や厚生年金保険料の控除額に相当する金額と違うことに気付いた。

申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 A社が提出した申立期間に係る複数の賃金台帳のうち、一つが給与支払の実態を表している台帳（以下「実態上の賃金台帳」という。）であると回答しているところ、実態上の賃金台帳を見ると、i) 申立人の申立期間に係る給与支給額（所得税の課税対象額。通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額の年間の合計額が、申立人の所得税の源泉徴収に関する資料（申立人の平成12年から14年までの各年に係る年末調整計算書及び15年から21年までの各年に係る源泉徴収票）における給与支給額（所得税の課

税対象額。通勤手当を除く。)及び社会保険料控除額と一致していること、ii) 実態上の賃金台帳における各月の全従業員分の給与支給額(通勤手当を除く。)及び社会保険料控除額のそれぞれの合計額が、同社の総勘定元帳における給料手当及び法定福利費の勘定科目に記載されている各月のそれぞれの額と一致していることから同社の回答どおり、申立人の申立期間に係る給与支払内容が記載されたものと認められる。

したがって、申立期間のうち、平成12年7月、15年4月から同年7月までの期間及び21年8月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額については、A社が提出した実態上の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、12年7月は22万円、15年4月から同年7月までの期間は15万円及び21年8月から同年10月までの期間は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、基本給のみを報酬月額として社会保険事務所(当時)に届け出ており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成12年8月から15年3月までの期間及び同年8月から21年7月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した申立期間の一部に係る給料支払明細書の厚生年金保険料控除額の欄には、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い額が記載されているものの、実態上の賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料と同額又は低い額となっていることが確認できる。

また、A社の事務担当者は、「当時、経営上の問題で、申立人を含む全従業員の標準報酬月額を下げる手続きを行い、当該標準報酬月額に基づき保険料を控除していたが、事情により実際の支給内容とは異なる額を記載した給料支払明細書を交付していた。」としており、事業主も同様に供述している上、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について遡及して減額される等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成12年8月から15年3月までの期間及び同年8月から21年7月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成21年8月から同年10月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から21年11月1日まで

私は、A社に平成15年10月から25年9月まで勤務していたが、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総額や厚生年金保険料の控除額に相当する金額と違うことに気付いた。

申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 A社が提出した申立期間に係る複数の賃金台帳のうち、一つが給与支払の実態を表している台帳（以下「実態上の賃金台帳」という。）であると回答しているところ、実態上の賃金台帳を見ると、i）申立人の申立期間に係る給与支給額（所得税の課税対象額。通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額の年間の合計額が、申立人の平成15年から21年までの各年に係る源泉徴収票における「支払金額」及び「社会保険料等の金額」と一致

していること、ii) 実態上の賃金台帳における各月の全従業員分の給与支給額（通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額のそれぞれの合計額が、同社の総勘定元帳の中の給料手当及び法定福利費の勘定科目に記載されている各月のそれぞれの額と一致していることから同社の回答どおり、申立人の申立期間に係る給与支払内容が記載されたものと認められる。

したがって、申立期間のうち、平成 21 年 8 月から同年 10 月までの期間に係る標準報酬月額については、A 社が提出した実態上の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、基本給のみを報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出ており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成 15 年 10 月から 21 年 7 月までの期間に係る標準報酬月額については、実態上の賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料と同額又は低い額となっていることが確認できる上、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額申立人の標準報酬月額の記録について遡及して訂正される等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 15 年 10 月から 21 年 7 月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年10月から21年1月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月1日から21年2月1日まで

私は、A社に平成17年12月から25年9月まで勤務していたが、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総額や厚生年金保険料の控除額に相当する金額と違うことに気付いた。

申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 A社が提出した申立期間に係る複数の賃金台帳のうち、一つが給与支払の実態を表している台帳（以下「実態上の賃金台帳」という。）であると回答しているところ、実態上の賃金台帳を見ると、i）申立人の申立期間に係る給与支給額（所得税の課税対象額。通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額の年間の合計額が、B町が保管する申立人に係る平成18年から21年までの各年に係る「（所得及び課税）証明書」における「給与（控除

前)」及び「社会保険料」と一致していること、ii) 実態上の賃金台帳における各月の全従業員分の給与支給額（通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額のそれぞれの合計額が、同社の総勘定元帳における給料手当及び法定福利費の勘定科目に記載されている各月のそれぞれの額と一致していることから同社の回答どおり、申立人の申立期間に係る給与支払内容が記載されたものと認められる。

したがって、申立期間のうち、平成20年10月から21年1月までの期間に係る標準報酬月額については、A社が提出した実態上の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、基本給のみを報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出ており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、平成17年12月から20年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した申立期間の一部に係る給料支払明細書の厚生年金保険料控除額の欄に、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い額が記載されているものの、実態上の賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料と同額又は低い額となっていることが確認できる。

また、A社の事務担当者は、「当時、経営上の問題で、申立人を含む全従業員の標準報酬月額を下げる手続きを行い、当該標準報酬月額に基づき保険料を控除していたが、事情により実際の支給内容とは異なる額を記載した給料支払明細書を交付していた。」としており、事業主も同様に供述している上、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額の記録について遡及して減額される等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成17年12月から20年9月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成21年8月及び同年9月を24万円、同年10月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から21年11月1日まで

私は、A社に平成15年10月から25年9月まで勤務していたが、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総額や厚生年金保険料の控除額に相当する金額と違うことに気付いた。

申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 A社が提出した申立期間に係る複数の賃金台帳のうち、一つが給与支払の実態を表している台帳（以下「実態上の賃金台帳」という。）と回答しているところ、実態上の賃金台帳を見ると、i) 申立人の申立期間に係る給与支給額（所得税の課税対象額。通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額の年間の合計額が、申立人の所得税の源泉徴収に関する資料（申立人が提出した平成16年度の「町民税県民税納税通知書」、「市民税・県民税納税通知書」（18年度及び21年度）、「市・県民税（所得・課税）証明

書」(平成20年及び21年)及び同社が提出した15年から17年までの各年に係る給与所得の源泉徴収票及び18年から21年までの各年に係る源泉徴収簿)における給与支給額及び社会保険料控除額と一致していること、ii) 実態上の賃金台帳における各月の全従業員分の給与支給額(通勤手当を除く。)及び社会保険料控除額のそれぞれの合計額は、同社の総勘定元帳における給料手当及び法定福利費の勘定科目に記載されている各月のそれぞれの額と一致していることから同社の回答どおり、申立人の申立期間に係る給与支払内容が記載されたものと認められる。

したがって、申立期間のうち、平成21年8月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額については、A社が提出した実態上の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、21年8月及び同年9月は24万円、同年10月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、基本給のみを報酬月額として社会保険事務所(当時)に届け出ており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成15年10月から21年7月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した申立期間の一部に係る給料支払明細書の厚生年金保険料控除額の欄において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い額が記載されているものの、実態上の賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料と同額又は低い額となっていることが確認できる。

また、A社の事務担当者は、「当時、経営上の問題で、申立人を含む全従業員の標準報酬月額を下げる手続きを行い、当該標準報酬月額に基づき保険料を控除していたが、事情により実際の支給内容とは異なる額を記載した給料支払明細書を交付していた。」としており、事業主も同様に供述している上、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額の記録について遡及して減額される等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成15年10月から21年7月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

申立期間①については、私たち夫婦は、昭和38年に結婚したが、その直前に義母（妻の母）が私たち夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ってくれ、それから間もなく、妻が、未納となっていた申立期間①に係る夫婦二人分の国民年金保険料を、義母が役員をしていた町内の納付組合を通じて、遡ってまとめて納付したと記憶している。

申立期間②については、私たち夫婦は、住所も職業も一緒に、納付済みと記録されている期間と変わりなく生活していた。

また、申立期間②当時、夫婦二人分の保険料を納付していた妻は、自治会や婦人会の役員をしていた義母の手伝いで保険料の集金をしていたので、1年間も未納となることは考えられない。

申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間①の保険料は過年度保険料となるが、A市は、当該期間当時、納付組合において過年度保険料の収納は行っていなかったと回答していることから、当該期間の保険料を納付組合を通じて納付することはできなかったと考えられる。

また、昭和38年4月から39年1月までの保険料は、39年1月24日に遡ってまとめて現年度納付されていることが、申立人が所持している国民

年金手帳により確認できる一方で、当該納付日時点では、申立期間①の一部の期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、一緒に納付したとする申立人の妻についても当該期間は未納と記録されている。

- 2 申立期間②については、前述の国民年金手帳の昭和40年度に係る印紙検認記録には検認印が押されておらず、前述の国民年金被保険者名簿によると、当該期間は未納とされており、オンライン記録と一致している上、一緒に納付したとする申立人の妻についても当該期間は未納と記録されている。

また、申立人は、申立期間②についても妻が納付組合を通じて納付していたとしているものの、当該納付組合に係る資料等は残されておらず、申立人が当該期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料は確認できない。

- 3 申立人及びその妻が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）国民年金 事案 2770

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

私たち夫婦は昭和38年に結婚したが、その直前に私の母が私たち夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ってくれ、それから間もなく、私が、未納となっていた申立期間①に係る夫婦二人分の国民年金保険料を、母が役員をしていた町内の納付組合を通じて、遡ってまとめて納付したと記憶している。

申立期間②については、私が、夫婦二人分の保険料を納付すると同時に、時々、自治会や婦人会の役員をしていた母の手伝いで保険料の集金をしていたので、1年間も未納となることは考えられない。

申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間①の保険料は過年度保険料となるが、A市は、当該期間当時、納付組合において過年度保険料の収納は行っていなかったと回答していることから、当該期間の保険料を納付組合を通じて納付することはできなかったと考えられる。

また、昭和38年4月から39年1月までの保険料は、39年1月24日に遡ってまとめて現年度納付されていることが、申立人が所持している国民年金手帳により確認できる一方で、当該納付日時点では、申立期間①の一部の期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、一緒に納付したとする申立人の夫についても当該期間は未納と記録されている。

- 2 申立期間②については、前述の国民年金手帳の昭和40年度に係る印紙検認記録には検認印が押されておらず、前述の国民年金被保険者名簿によると、当該期間は未納とされており、オンライン記録と一致している上、一緒に納付したとする申立人の夫についても当該期間は未納と記録されている。

また、申立人は、申立期間②についても納付組合を通じて納付していたとしているものの、当該納付組合に係る資料等は残されておらず、申立人が当該期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料は確認できない。

- 3 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から12年4月までの期間、14年4月、同年6月、15年3月から同年6月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月から12年4月まで
② 平成14年4月
③ 平成14年6月
④ 平成15年3月から同年6月まで
⑤ 平成15年8月

申立期間①については、私の預金通帳に国民年金保険料が口座振替されている記載が確認できる。申立期間②から⑤までについては、預金口座の残高不足のため口座振替できなかったかもしれないが、納付書による納付を行ったような記憶がある。

申立期間について、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持するA金融機関（現在は、B金融機関）の預金通帳により、平成9年6月30日から12年3月31日までの間の期日において「年金」の振替項目で国民年金保険料が毎月一人分口座振替されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格の最初の取得日は昭和51年4月1日であるが、当該資格取得処理は平成12年4月18日に行われていることが確認でき、申立期間に係る資格取得の記録も同日に処理されていることが確認できる。

また、前述の処理が行われた平成12年4月18日以前において、申立人が別の基礎年金番号で国民年金に加入していた形跡は見当たらないことか

ら、申立人は申立期間当時、国民年金に加入しておらず、当該期間の保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間直前の昭和 62 年 4 月 13 日から平成 9 年 6 月 1 日まで厚生年金保険に加入していることがオンライン記録により確認できるところ、i) 前述の預金通帳により、同年 6 月 2 日に「C 市国民年金」の振替項目で保険料が口座振替されていることが確認でき、当該保険料は口座振替の期日が翌月振替であれば同年 4 月、当月振替であれば同年 5 月の保険料であると考えられるが、当該保険料は、いずれの場合においても申立人が厚生年金保険に加入していた期間のものであると考えられること、ii) B 金融機関が提出した申立人に係る「お取引明細」により、申立人が厚生年金保険に加入していた 7 年 1 月 31 日から 9 年 6 月 2 日までの期日に「ネンキン」の振替項目で毎月一人分の保険料が口座振替されていること、から当該期間に口座振替された保険料は、申立人の申立期間に係る保険料では無いと考えられる。

一方、申立人の姉は、申立期間のうち平成 12 年 4 月を除く期間の保険料が納付済みとなっているところ、前述の預金通帳及び「お取引明細」により確認できる保険料の口座振替の期日は、オンライン記録により確認できる申立人の姉の 9 年 4 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料の収納日と符合している。

また、i) 申立人に係る世帯全員の住民票（世帯主は、申立人）により、平成 6 年 12 月 1 日付けで申立人の姉が同居の親族となったことが確認でき、国民年金法では、「世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。」と規定されていること、ii) オンライン記録及び全国健康保険協会 C 支部の回答により、同年 12 月 1 日から 11 年 6 月 1 日までの期間において、申立人の姉が申立人の健康保険（任意継続被保険者期間を含む。）の被扶養者であった記録が確認できる上、申立人は、「姉は自身の国民年金保険料を自ら納付したことは無い。」と供述していること、iii) 前述のとおり、申立期間当時においては、申立人は国民年金に加入していなかったこと、などを踏まえると、申立人の預金通帳により確認できる 9 年 6 月 30 日から 12 年 3 月 31 日までの間の期日に口座振替された保険料は、申立人の姉の国民年金保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の預金通帳からは、平成 12 年 4 月の保険料が口座振替されたことを確認できない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、「全く記憶していない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的な供述を得られない上、申立期間において申立人の預金通帳から口座振替された保険料が申立人の国

民年金保険料であったことを示す関連資料（口座振替依頼書等）は無く、申立人の保険料であったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②から⑤までについて、前述の預金通帳及び「お取引明細」により、当該期間の保険料は、口座振替期日において口座の残高が不足していることがうかがえ、口座振替されていないことが確認できる。

また、申立人は申立期間②から⑤までにおいて、預金口座の残高不足により口座振替が行われなかった場合は、納付書による納付を行っていたかもしれないと供述しているものの、保険料納付に係る具体的な状況を記憶していない上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、口座振替されなかった保険料に係る納付書の作成及び当該納付書により納付した場合の収納機関からの領収済通知書等について、事務処理の機械化が進展していることを踏まえると、同年4月から15年8月までの17か月間に7回の保険料の納付記録が事務処理誤りにより欠落したとは考え難い。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から46年3月までの期間及び52年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から46年3月まで
② 昭和52年7月

申立期間①について、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、私の両親のいずれかが行い、申立期間②については、私の妻が加入手続及び保険料の納付を行ったが、年金事務所で国民年金の記録を確認したところ、申立期間が納付済期間とされていないことが分かった。

平成19年に社会保険事務所（当時）に相談した際の資料として渡された「制度共通年金見込額照会回答票」によれば、60歳まで国民年金保険料を納付済みとした場合の納付済月数は342か月とされており、満額の老齢基礎年金が受給できる見込額となっていることから、申立期間の保険料を納付していたはずである。

申立期間を国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄に「昭和52年8月1日」と記載されており、これはオンライン記録の申立人の国民年金の資格記録と一致している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号に係る被保険者の国民年金加入状況から、申立人の記号番号は、A市に払い出されたことが確認でき、昭和53年3月頃に夫婦連番で払い出されたことが推認できる。

さらに、前述の払出時期より前に、申立人に対して別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらのことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、

国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の妻も、申立人と同日の昭和 52 年 8 月 1 日に初めて国民年金被保険者資格を取得した記録となっており、申立期間②当時は申立人と同様に国民年金に未加入であったことを踏まえると、申立人の妻が申立期間②において夫婦二人分の保険料を納付したとする事情をうかがえない。

3 申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間①に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡しており、申立期間②に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の妻からは当該事情を聴取することができず、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

なお、申立人は、平成 19 年 7 月 18 日の日付印が押された「制度共通年金見込額照会回答票」に国民年金の納付済月数が 342 月と記載されていることから、申立期間に保険料を納付していたと主張しているが、当該回答票は将来受け取る年金の見込額を試算したものであることから、申立期間の保険料が納付されていたことを証明するものとして認めることはできない。

4 申立人、申立人の両親及び申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から51年3月まで

年金事務所で国民年金の記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かったが、私は母に勧められて国民年金に加入し、当該期間の保険料は母が私と私の姉の3人分を納付していたので、申立期間を国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号に係る被保険者の国民年金加入状況から判断すると、申立人の記号番号は、昭和50年12月から51年1月頃までの間に払い出されていることが推認でき、当該払出時期より前に申立人に対して別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述の払出時期の時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付及び現年度納付により納付することが可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとするその母親は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 5142

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
私は、申立期間において大学在学中であったが、A社の従業員となった。
A社はB社の代理店であったため、同社で申立期間において研修を受け、給与も同社から支給されたと記憶している。
しかしながら、申立期間に係るB社の厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社における同僚2人及び元役員1人の姓名を記憶しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、前述の3人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人は大学在学中であったかは不明であるが、B社に勤務し、研修を受けていた旨供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間においてB社が加入していたC厚生年金基金は、同基金が保管する紙台帳等を確認したが、申立人の記録は確認できない旨回答している。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認できない上、申立期間における整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、当該事業主の親族も同社に係る資料を保管していないと供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金

保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月29日から33年11月25日まで
オンライン記録では、私が申立期間に勤務していたA社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金を受給したとされている。

しかし、私は脱退手当金の請求はしておらず、受給もしていないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁に対して、脱退手当金の算定事務のために必要となる標準報酬月額等について、脱退手当金の支給決定日とされている昭和34年1月23日に近接した33年12月18日に回答したことを示す記録が確認できる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後に支給決定されている上、当該脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険の被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が記載されたページ及びその前後5ページの女性の被保険者のうち、脱退手当金の受給資格を有する66人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録の有無を確認したところ、35人に支給記録があり、そのうち資格

喪失後6か月以内に支給決定された者が32人確認できることから、申立期間当時、A社では事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

なお、申立期間当時の脱退手当金の支給記録が確認できる同僚の一人は、「退職時に会社から、これまで厚生年金保険に加入していた分については脱退手当金として一時金を渡すようになっているので、脱退手当金の請求書に印鑑を押すように言われ、会社が手続をしてくれた。当時の女子社員は同じような取扱いだった。」と供述している。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで
② 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 10 月 1 日から 53 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A事業所（現在は、B社）に勤務しC県D市のE事業に従事した。申立期間②については、F社に勤務しG県H市及びI県J市でK事業に従事した。申立期間③については、L社に勤務しM県N市の作業場でO職としての業務に従事した。

申立期間について、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所のE事業での作業に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は申立期間①当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の給与からの控除について不明と回答しており、申立人の申立内容を確認できる関連資料を得ることができない。

また、A事業所における他の同僚にも照会したが、申立人がE事業での作業に従事していたことを記憶している者の中には、申立人が正社員ではなかった旨供述している者もあり、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得られない。

さらに、前述の被保険者原票に申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②について、F社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得られない。

また、F社は、「従業員は、申立期間②当時、基幹要員以上の職員のみが厚生年金保険に加入していた。申立人に係る資料が無いことから、申立人の勤務実態は不明である。申立人に係る厚生年金保険の加入の届出、保険料の控除及び納付は行っていない。」と回答しており、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の姓名は確認できない上、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 申立期間③について、オンライン記録により、L社は、昭和51年5月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日から53年1月1日までの期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、当時の事業主は連絡先が不明のため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の給与からの控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、L社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人を記憶していないことから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得られない。

加えて、前述の被保険者名簿に申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

4 申立期間において、申立人の申立事業所に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。